

第13回大阪府環境審議会会議録

開催日 平成11年12月20日

場所 プリムローズ大阪

第13回大阪府環境審議会会議録

開会 午後1時59分

司会（野内主幹） ただいまから、第13回大阪府環境審議会を開催させていただきます。

なお、現在ご出席いただいている委員の方は、43名中34名でございます。環境審議会条例の規定によりまして、定足数は22名と定められております。本会は成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

申しあげましたが、私は、議事に入るまでの間、進行役を務めさせていただきます大阪府の環境農政課主幹の野内でございます。よろしくお願ひいたします。

議事にお移りいただきます前に、平成10年12月24日の本審議会以降、新たにご就任いただいた委員の方々をご紹介させていただきます。お手元に委員名簿をお配りしておりますので、ご確認いただきたいと存じます。

（新委員紹介）

それでは、開会に当たりまして、大阪府の井穴環境管理監から一言ごあいさつを申し上げます。

井穴環境管理監 大阪府環境管理監の井穴でございます。第13回大阪府環境審議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、平素から大阪府環境行政の推進につきまして格別のご支援、ご指導を賜りまして、また本日は年末の大変お忙しいところをご出席いただきまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、21世紀を目前に控えまして、環境をめぐる各方面での動きには大きな変化が起こっております。国におきましては、循環型社会づくりを主な柱とします環境基本計画の見直しや、新たな法整備が進められるところでございます。また、産業界におきましても、環境保全の機運が高まるにつれ、環境ISOの取得が急速に広がりつつあるとともに、新たなビジネスチャンスとしても環境関連産業が大きな注目を浴びているところでございます。

大阪府といたしましても、有害化学物質対策や廃棄物対策など早急な対策が求められている問題に加えまして、エネルギー対策や地球温暖化対策など中・長期的に対策を講じていかなければならぬ問題まで、総合的、計画的に対応をしていく必要があると考

えているところでございます。このため、大阪府におきましては、環境の世紀と言われる21世紀にふさわしい循環型の都市の営みを府民や事業者の方々とともに構築する指針となるべき新しい環境総合計画を、平成13年度を目途に策定すべく、現在、内部的な準備を始めたところでございます。

本日は、平成12年度公共用水域の水質測定計画及び地下水質測定計画につきましてご審議をいただきますが、府域の水質の状況は依然として厳しい状況でございます。本府といたしましても、下水道の整備や合併浄化槽の普及など、水質改善に今後とも積極的に取り組んでまいりたいと存じているところでございます。

最後に、委員の皆様方には、府政、とりわけ本府環境行政について引き続きご指導をお願い申し上げまして、開会のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

司会（野内主幹） それでは、議事にお入りいただきたいと存じます。

本日は、審議案件1件と報告案件3件を予定いたしております。なお、資料2-4につきましては、報告案件ではございませんが、参考に配付させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、矢吹会長、よろしくお願ひいたします。

矢吹会長 矢吹でございます。お天気の悪い中、お集まりいただきましてありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは早速、議事を進めさせていただきます。

議題1の平成12年度公共用水域の水質測定計画及び地下水質測定計画についてでございますが、これは諮問事項でございますので、まず諮問をお受けしたいと存ずる次第でございます。

井穴環境管理監 それでは、私の方から諮問文を朗読させていただきたいと存じます。お手元の資料1-1に写しがございますので、ご参照いただきたいと存じます。

平成12年度公共用水域の水質測定計画及び 地下水質測定計画について（諮問）

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条の規定により、平成12年度における公共用水域の水質測定計画及び地下水質測定計画を別添案のとおり作成することに

ついて、貴審議会の意見を求める。

〔井穴管理監より矢吹会長に諮問文手交〕

矢吹会長　　ただいま、平成12年度公共用水域の水質測定計画及び地下水質測定計画について、諮問をお受けいたしました。

それでは、ご審議いただきたいと存じますが、まず、事務局の方からこれについてご説明をお願いいたします。

事務局（吉田室長）　　事務局の環境指導室長の吉田でございます。私の方から説明をさせていただきます。

資料につきましては、資料1-2から1-7まででございますが、まず、ただいま諮問をさせていただきました根拠についてからご説明をさせていただきたいと思います。

資料1-6でございますが、先ほどの諮問文にもございますように、水質汚濁防止法第16条に、知事は、公共用水域、地下水の水質の測定に関する計画を作成するという規定がございます。また、第21条に、公共用水域あるいは地下水の汚濁の防止に関する重要事項について、審議会に審議をしていただくということを書いてございます。そして、裏のページに書かれていますように、環境事務次官通達で、審議会にお諮りをする重要な事項については、「オ　測定計画の策定に関すること」というのがございまして、これをもとに本日諮問をさせていただいたところでございます。

それでは、資料1-2の方にお戻りいただきたいと思いますが、順次ご説明をさせていただきます。

資料1-2並びに資料1-3でございますが、資料1-2が公共用水域の水質測定計画案、資料1-3が地下水質測定計画案でございます。この両案につきましては、関係する近畿地方建設局を始めとして、大阪市あるいは堺市等の水質汚濁防止法に基づく政令委任市のご協力もいただきまして、測定についての計画を検討してきたところでございます。これらの関係機関の水質測定が統一的かつ効率的に実施されますように、毎年水質測定計画を策定することといたしておりまして、本日はその内容についてご審議を賜るところでございます。

なお、この測定計画に基づいて測定いたしました結果につきましては、毎年度、環境白書等によりまして公表いたしているところでございます。

資料1-2の1ページをお開きいただきたいと思います。まず、平成12年度公共用水

域の水質測定計画案でございますけれども、目的は、先ほど申し上げた水質汚濁防止法16条に基づく云々でございます。

測定点及び測定機関でございますが、11ページをお開きいただきたいと思います。別表-1がございますが、これは測定点及び測定機関総括表でございます。左側に測定機関がございますが、大阪府、近畿地方建設局、大阪市等々、全部で12機関ございます。調査をする内容につきましては、水質測定と底質測定がございまして、上方の欄にございますように、水質測定には河川と海域の両方がございます。底質測定につきましては、海域で実施いたします。

以下、各水域ごとの調査するポイントが書いてございますが、右下の欄にございますように、水質は、河川の合計が138地点、海域・大阪湾の合計が22地点、それから底質につきましては15地点を測定するという計画でございます。これらにつきましては、本年度に実施をしておりますものと変わらない内容でございます。

1ページへお戻りいただきたいと思います。測定期間でございますが、これにつきましては平成12年4月1日から13年3月31日、平成12年度の期間でございます。1年間の測定計画ということでございます。

次に、測定項目でございますが、表が載っております。原則として、この表に基づいた測定項目を分析していくということでございます。

まず、中ほどの大きな表は水質測定項目でございまして、左側、アの人の健康の保護に関する項目につきましては、カドミウム等26項目がございます。次に、イの生活環境の保全に関する項目としましては、水素イオン濃度(pH)等8項目がございます。それから、ウの特殊項目、これは環境基準はございませんが、排出基準等がございまして、通達により測定することが決められているノルマルヘキサン抽出物質等13項目がございます。エは特定項目で、いわゆる水道上水源の関係の調査項目でございます。オは、要監視項目といたしまして、平成5年の通達で公共用水域の測定として今後状況を把握する必要があると決められているクロロホルム等21物質がございます。

以上が河川の水質項目で、海域等につきましても同様の定めでございます。

これらにつきましては、資料1-4をお開きいただきたいんですが、「平成12年度公共用水域の水質測定計画(案)主な変更点」という表がございます。その①としては、健康項目への「ほう素」「ふっ素」「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の追加という変更点を掲げております。これは、今ご説明いたしました水質測定項目の表のアの部分で、

26項目の中に、硼素、弗素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を加えてございます。新たに環境基準項目として追加されたことによりまして、これを調査をするということで変更するものでございます。

それから、先ほど要監視項目の21物質でご説明いたしました部分につきましては、資料1-4の②で、要監視項目の追加を変更点として挙げてございます。これは、従来、水質測定計画に掲げることなく、実際は関係12機関の中で実施をしてきたわけでございますが、今後こういう項目につきましても一定計画的に実施をしていくということで変更する部分でございます。

次に、資料1-2の1ページの一番下の表、底質測定項目でございますが、健康項目で7項目、一般項目で8項目等々、測定することを決めているところでございます。

2ページでございますが、測定回数といたしましては、原則として、まず河川につきましては、①で全窒素、全磷については環境基準点で年4回以上、準基準点で年2回以上、あるいは②で大腸菌群についてはA、B類型の環境基準点で年12回以上等々、順次書いてございます。

これらにつきまして、先ほどの資料1-4を見ていただきたいんですが、③の変更点がございます。各地点ごと、項目ごとに測定回数を規定し、従来の測定回数区分は廃止するという表現になっておりまして、るる変更理由を書いてございますが、これは、先ほど2ページの測定回数で少しご説明いたしましたような①、②、③という決め方で従来はやっておりましたものを、さらに例えば「年2回以上」が何回であるのかということも含めて、一表でわかるような形で計画をつくるということで変更した部分でございます。したがいまして、2ページの測定回数に書いておりますのは原則の内容でございまして、その詳細については、追って説明いたします12ページ以降で掲げておりますような表に取りまとめた分がございます。

2ページの測定回数のところには、河川と海域がございまして、「なお測定月は原則として次のとおりとする」という表がございますが、これは、それぞれの測定に関しまして、年1回というのは8月であるとか、そういったものを決め、12機関が統一的に測定をするという意味合いで掲げている部分でございます。

それから、試料の採取等につきまして、測定の月などは、本年あるいは従来の測定と変更のない部分でございます。

次に、測定方法等については、従来と少し変更する部分がございます。資料1-4の

⑦を見ていただきたいんですが、健康項目のうち14項目の報告下限値を変更と書いてございます。従来の公共用水域につきましては、公共用水域の下限値でもって測定値としておりました。ただ、地下水の報告下限値をさらに低いところで決めるということがございまして、今回、地下水の下限値と整合を図るために、感度を上げるという形にしてございます。より詳細な数値まで把握するということで、この部分が変更のところでございます。

本編の3ページ以降でございますが、3ページにつきましては、河川の水質測定の水域区分を書いてございまして、神崎川水域とか、淀川水域とか、そういう形で押さえることにしてございます。淀川水域につきましては、例えば次の4ページで淀川水域の水質測定地点を掲げてございます。これらの部分につきましては、変更はございません。以下、5ページは神崎川水域、6ページは寝屋川水域、7ページは大阪市内河川水域、8ページは大和川水域、9ページが泉州諸河川水域という形でまとめてございます。

10ページは、大阪湾、いわゆる海域の測定地点並びに環境基準点でございます。大きな図が測定地点でございまして、下に2種類の小さな図がございますが、これは環境基準点でございます。場所は一緒でございます。こういう環境基準点は国で定められておりまして、その部分を測定地点とするということでございます。

なお、大きな図の中ほどぐらいにS-1という点がございますが、これは資料1-4の⑥に書いておりますように、海域の準基準点「S-1 堺7-3区沖」の底層調査を追加ということで、このS-1の分につきましては変更いたします。このポイントについては、海の表面の調査をやっておりましたが、加えて底層の調査も行うということでの変更でございます。

11ページは、先ほどご説明したとおりでございます。なお、全体の測定地点は変更がございませんが、どの機関が担当して測定をするのかということについては変更してございます。その部分につきましては、資料1-4の④を見ていただきたいと思います。④では、測定機関について下記の地点を移管ということで、芥川鷺打橋、神崎川小松橋等々がございます。この部分につきましては、まず芥川は、高槻市で測定をされていたものを近畿地方建設局で今後測定いただくということでございます。それから、神崎川、寝屋川につきましては、大阪府で測定していた部分を大阪市で測定いただく。今井戸川につきましては、堺市で測定していただいていたものを大阪府が測定するという変更でございます。そういう変更がございますけれども、11ページの別表の測定場所等につい

ては変更はございません。

次に、12ページ以降は、非常に細かい表で恐縮でございますが、冒頭に少しご説明しましたように一表にまとめまして、どこの地点でどのように測定するかをまとめた計画としてはこういう形になるということでご提示させていただいているところでございます。これによって全体の調査の統一性と効率性を上げていこうと考えたところでございます。

なお、変更点でございますが、資料1-4の⑤で、通日測定の変更云々と書いております。これは、12ページの表で申し上げますと、上段ですが、左から順番に地図中番号、水域名、河川名、環境基準、測定地点等々があります、11番目に通日測定という欄がございます。生活環境項目の一番左でございます。この通日測定につきましては、従来は一定通日測定用のポイントを定めていたところでございますが、それを環境基準点の中であわせて実施するということで、整理をしております。変更点はそういうことでございまして、この通日測定のところで丸を打った部分がそれを実施するポイントでございます。

このように、一見してわかるように整理をした表ということで、非常に複雑でわかりにくいかもしれません、一定そういう整理をさせていただいたところでございます。表の示します内容の詳細は説明を略させていただきますけれども、12ページ以降、海域も含めまして19ページまでが、今申し上げましたような考え方で、12機関が統一的、継続的に府域の環境把握を行うという案を取りまとめたものでございます。

20ページは、測定方法の一覧でございまして、先ほど変更点で申し上げましたように、下限値を地下水の下限値と同様にして下げたということでございます。

次に、資料1-3の地下水質測定計画案につきましてご説明をさせていただきます。

1ページ、目的は、公共用水域と同じように水質汚濁防止法の16条に基づくものでございます。

調査の区分でございますが、地下水の場合は3つの大きな調査区分がございます。(1)の概況調査は、府域の全体的な地下水の水質の概況を把握するもので、順次調べるということでございます。(2)の汚染井戸周辺地区調査につきましては、汚染が発見された周辺の調査をするということでございまして、これについては12年度、新たに発見される井戸について当該調査をするということでございます。(3)の定期モニタリング調査は、汚染井戸が確認されて、汚染の継続的な監視、経年的なモニタリングが定期的に必要で

ある部分についての水質を調査するものでございます。

以上、3つのくくりで整理をしておりますが、内容につきましては、3ページをお開きいただきたいと思います。先ほどの公共用水域と同じように、左側に測定機関12機関、右の方に概況調査と定期モニタリング調査を載せております。なお、汚染井戸周辺につきましては、先ほどもご説明いたしましたように、12年度、汚染井戸がわかった時点で調査をするということですので、計画としての件数は挙げておりません。概況調査につきましては、下の方に合計がございますが、87地点で調査をします。定期モニタリング調査につきましては、115地点ということでございます。

資料1-5の「平成12年度地下水質測定計画（案）の主な変更点」に、地下水の関係の変更点を取りまとめてございますので、そちらの方を見ていただきたいと思います。

表の左側の一番上に概況調査欄がございますが、主な変更点を右側に書いてございます。まず、測定地点は、3地点減となってございまして、平成11年度は90地点であったものが12年度は87地点になるということでございます。概況調査は、一定エリアを決めながら調査をしておりまして、そのエリアの中で井戸がない部分につきましては、12年度は3地点減という形になっておりますが、全体としては、平成10年度からの5年間の計画的なエリアの調査の中で概況を把握しようということでございます。それから、測定項目につきましては、3項目追加で、これは公共用水域のときにもお話しさせていただきました硝酸性窒素・亜硝酸性窒素、弗素、硼素をふやすというのが主な変更点でございます。

それから、定期モニタリング調査の115地点の関係についての変更でございますが、資料1-5の上から3番目の欄が定期モニタリング調査でございます。まず、測定地点でございますが、合計としましては10地点の増加になってございます。これは、平成11年度に汚染が発見されたものを追加するということもありまして、10地点の増加になっております。なお、減少している4地点につきましては、一定測定の検出濃度が減ったということで、定期モニタリングを終了した分でございます。それから、測定項目は、有機塩素系化合物で8地点増加しております。したがいまして、10地点増加した中で、ほとんどの内容につきましては有機塩素系化合物の地下水汚染があったということでございます。

次に、本編の1ページの中ほどより下、測定期間でございますが、これは公共用水域と同じように平成12年度の測定としております。

測定項目でございますが、まず、概況調査については、2ページをお開きいただきたいと思います。上方に枠組みがございまして、環境基準項目としましてカドミウム以下26項目が載っております。こういったものが測定項目でございます。

次に、汚染井戸周辺調査は、汚染井戸の汚染が何であったかという、その項目によりまして調査をするということでございます。

定期モニタリング調査につきましては、9ページをお開きいただきたいと思います。これは、汚染がわかったものにつきまして、その項目の調査を定期的に続けるものですが、汚染のわかった項目をそれぞれの井戸について12年度も調査をするということで、9ページ以降13ページまで、別表に調査地点と調査項目を掲げております。

2ページにお戻りいただきまして、測定回数は原則1回以上、あるいは測定方法は原則として15ページの別表3のとおり、また試料採取等につきましては井戸の設置者に協力を求める等、書いてございます。これらにつきましては、平成11年度と変更のない部分で、12年度も実施をしたいと考えているところでございます。

次に、資料1-7を見ていただきたいと思います。平成10年度の公共用水域・地下水に係る水質の現況を取りまとめたものでございまして、これは白書からの抜粋でございますけれども、今申し上げました12年度の測定計画案と同様の測定を実施した中で、平成10年度はどうであったかということでつけさせていただいております。

1ページでございますが、まず、河川につきましては、健康項目はすべての河川において環境基準を達成いたしております。汚濁の関係のBODは、7年ぶりということでございますが、73水域中45水域、61.6%がBODの環境基準を達成しているという状況でございます。ただ、部分的には、大和川がワーストワンであるとか、樅井川が二級河川でワーストワンであったということが平成10年度に出ておりますが、全体としましては非常によくなっているところもございます。

次に、海域でございますが、これも健康項目につきましては環境基準を達成いたしております。ただ、汚濁度のCODは、A海域及びB海域では環境基準の達成ができていないという状況でございます。これらにつきましては、次の2ページに、大阪湾のCODの環境基準達成状況、あるいは全窒素、全燐についての環境基準達成状況をまとめてございます。

3ページからは、地下水質の現況でございます。地下水につきましては、概況調査では、平成10年度までの調査地点は全部で1,084地点ございまして、これらを順次調査し

てきましたが、そのうち2.3%の25地点で環境基準を超過していたということでございます。先ほども申し上げましたように、このような超えていた部分につきましては、定期モニタリングを実施しているところでございます。汚染井戸周辺地区調査については、22地区のうち7地区で環境基準を超過しておりますので、今後定期モニタリング調査をさらに継続して実施することを考えているところでございます。定期モニタリング調査でございますが、表-4を見ていただきますとわかりますように、平成10年度は74地区を調査いたしまして、環境基準超過地点数は46ございました。なお、この46の環境基準超過地点のうち35が有機塩素系化合物ということでございます。したがいまして、3ページの下の方に書いておりますように、有機塩素系化合物を使用されている事業場等につきましては、今後とも府として必要な調査及び浄化対策の指導に取り組むこととしているところでございます。

以上で、公共用水域の水質測定計画案、地下水水質測定計画案、並びに関連する資料についてのご説明を終わらせていただきます。

矢吹会長 諒問の内容につきましてはただいまご説明のあったとおりでございますが、本件につきまして、何かご質問なりご意見がございましたら、どうぞよろしくお願いいたします。

黒田委員 今、ご説明をいただきまして、非常に重要な測定業務だなということを改めて感じまして、諒問には賛成させていただくわけですが、若干、3点ほどについてお尋ねしたいと思います。

1つは、今、有害物質として環境ホルモンが大変問題になっております。昨年もこの環境審議会で私どもの会派の委員がそのことでお尋ねさせていただいたので恐縮ですが、改めまして、今この環境ホルモンにつきましてはどのような調査をなさっているのかということと、この計画になぜ組み込まれていないのかということをお尋ねしておきたいと思います。

2つ目は、この間、幾つかの企業で地下水の汚染が明らかになって、公表されております。固有名詞を挙げまして恐縮ですが、私が住んでおります枚方市などでも、小松製作所の元工場の井戸から、トリクロロエチレンとかテトラクロロエチレンなどが出てきたわけです。こういうものは当然、今のご説明だと、調査の結果問題がある場合は定期モニタリングでずっと追跡をしていくということでございまして、おおむね理解できるわけですけれども、これも大変恐縮ですが、たしかミノルタの堺の事業場だとか大阪狭

山市などでも同じような汚染があったと思うんです。この辺、測定地点の増の中に入っているのかどうか、ちょっと理解ができないので、お尋ねさせていただきます。

3つ目は、今、若干企業の名前も挙げさせていただいて恐縮だったんですが、企業の側からそういうふうに行政の方に報告なさる場合、これは非常に良心的に報告されて、いいことなんですけれども、報告されない部分とか、本当は有機塩素系化合物を扱っていても、きちんと実態がわからない部分というのがたくさんあるのではないかと思うわけです。そこで、お尋ねするのは、大阪府として、こうした有機塩素系化合物を扱っている企業の実態ですね、数とか位置とか、そういうものを把握されているのかどうかということなんです。府として、定期的に、また不定期的でもそうした企業に対して立入調査などをされているのかどうか、お尋ねしておきたいと思います。

事務局（吉田室長） まず、有害物質の環境ホルモンの関係につきましては、いろんな形の調査を実施いたしておりまして、環境ホルモンに限らず、いわゆる有害化学物質でございますが、環境庁の委託等も含めて約30地点で平成11年度も調査をしております。平成10年度も一定環境調査を実施しております、昨年度実施した結果につきましては白書等で公表をする等の整理をいたしております。

この計画との関係ということでございますが、冒頭にも申し上げました公共用水域の調査、これは水質汚濁防止法の16条に基づきまして実施をするということで、その原点がいわゆる水質の環境基準等に入っております。並びに、環境庁の通達等を踏まえまして、実施計画を関係の12機関と調整しながらまとめてきておりまして、経年的にその変化を調べておりますが、なお今回、環境基準に追加されたということで、弗素、硼素等を追加するということは先ほどご説明したとおりでございます。

残りのいろんな有害物質については、今後、必要であることが確認されれば、また国としてそういう環境計画にのせるようにということ等の整理がなされるかと思いますが、その動向を踏まえまして計画の充実に当たらせていただきたいと思っております。この計画とは別に、先ほども言いましたように、いろんな形での調査を実施いたしております。これは、計画としてどのポイントをどうするかということではなくて、いろんな知見を充実するということで実施をしているものでございます。

次に、地下水の汚染でございますけれども、平成11年度で把握されました汚染部分のモニタリングに関しましては、一定ある時期で計画を策定いたしますので、その時期に整理できました部分については定期調査という形で組み入れをしてきているところでござ

ざいます。そうでない部分につきましては、その汚染が明らかなものは順次、まず継続的な周辺調査で把握をしまして、一定の時期に計画の俎上に上げていくことを実施しております。汚染というのは、年度の途中で隨時に発見がなされてまいりますので、その時点の計画の策定状況から、定期モニタリングとして整理できるものは整理をしているところでございます。今ご指摘の部分につきましては、一応取り組みをするという形の中で整理をしつつございます。

それから、汚染の企業から報告云々の話でございますが、地下水汚染があるかどうかにつきましては、企業の方での調査がベースになりますて、それでいろいろな実態がわかるということで、地下の拳動というのはなかなか把握しにくくて難しいところでございます。しかし、府といたしましては、できるだけそういう調査を実施するように立ち入りの際に常に指導いたしますとともに、立ち入ったときには、地下水汚染のおそれがあるかどうかについて一定現地の確認をいたしているところでございます。

しかしながら、昨年の事例でも、20年前に使用を廃止した有機塩素系化合物の溶剤の汚染が確認をされたケースもございまして、全体の把握につきましては、自主的な企業の調査をお願いするということで、その充実を図るべく、いろんな団体等も通じまして指導をしているところでございます。

黒田委員 ありがとうございました。よくわかりました。ただ、環境ホルモンにつきましては、これとは別に約30地点で11年度も調査をしたということなんですが、ぜひとも府として、サンプリングなどをもっとふやされまして独自の努力もしていただきたい、こんなふうに思います。

それから、先ほど私、有機塩素系の化合物を扱っている企業の実態、数や企業の設置場所とかをつかんでいらっしゃいますかという質問をしたんですが、それのご答弁がなかったように思います。それだけお願ひします。

事務局（吉田室長） 実態をつかんでいるかどうかについては、少し説明が不確かで申しわけなかったんですが、自主的な調査をお願いすることに力を入れているという趣旨でご説明を申し上げたところでございます。使用しているかどうかについての実態は、いわゆる届け出によりまして把握は可能でございますが、事実関係の把握につきましては、現在使用していることも含めて、過去において使用したことでも地下水汚染があるという流れの中で調査の実施によって実態がわかるということの充実が図られるものと考えております。

現時点におきましては、府自身は、有機塩素系溶剤の使用が多いと思われる企業につきまして、一定調査を実施されるような指導をしているところでございます。

近藤委員 資料1-7の3ページなんですけれども、表-4の定期モニタリング調査の結果というところで総水銀というのが出ております。これは、地層性の汚染なのでしょうか、人為的な汚染なのでしょうか。地下水ですから、地層性のものが相当影響していくと思いますが、どちらでご判断をしておられるのか。

もう一つは、総水銀がある程度超えたらアルキル水銀も測るとおっしゃっていましたが、アルキン水銀はどの程度入っているんでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

事務局（吉田室長） 硝素は、大阪府域の場合はほとんど地層系ということで、これは一定確認をいたしておりますが、総水銀につきましては、確認までには至っておりません。ただ、地層系の影響が高いであろうという想定はしております。

アルキル水銀との関係につきましては、総水銀が出ますとアルキル水銀を測定するということですが、アルキン水銀は検出されておりません。

近藤委員 そうすると、やはり今おっしゃったように地層性のものが大きく影響しているということでよろしいんですね。

矢吹会長 どうもありがとうございました。

この計画は、皆さんご承知のように毎年度策定しているものでございまして、特に内容について余り大きな違いもないようでございますので、この諮問のとおりに答申いたしたいと思っておりますが、よろしくございますでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ありがとうございました。それでは、原案のとおりの内容で答申することといたします。

なお、答申文の作成等の取り扱いにつきましては、私にご一任いただきたいと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、引き続きまして、報告案件の方に入らせていただきます。

最初に、「平成10年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関する講じた施策」に関する報告をお願いいたします。

事務局（松尾課長） 環境管理課長の松尾でございます。お時間をいただきまして、「平成10年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関する講じた施

策」に関する事項について、ご報告をさせていただきます。

概要版を作成しております。資料2-1をごらんいただきたいと存じます。お手元の資料2-1に基づきましてご報告をさせていただきたいと存じます。

この報告は、環境基本条例第10条第1項の規定によりまして、前年度における環境の状況と、豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策を取りまとめたもので、毎年作成しております、9月の定例府議会にも報告したものでございます。大阪府環境総合計画の施策体系に基づきまして取りまとめをさせていただきました。

初めに、1ページをごらんいただきたいと存じます。第1部、「環境の状況」でございますが、生活環境といたしまして、府民の生活に直接関係する環境問題について記述してございます。

まず、自動車につきましては、保有台数に占めるディーゼル車の割合を示すディーゼル化率は、近年、増加傾向が続いておりましたが、ここ2年続けて減少してございます。

また、一般廃棄物、いわゆる家庭から排出されるごみの排出量は、平成9年度は前年度と比べわずかに減少してございました。

2ページをお開きいただきたいと存じます。大気汚染の状況を記述してございます。大気汚染の状況につきましては、二酸化窒素の年平均濃度が自排局——自動車排出ガス測定局で前年度より減少し、環境保全目標の達成状況も改善された一方で、光化学スモッグの発生状況は、予報、注意報の発令回数が前年度の平成9年度から比べますと大幅に増加し、被害の訴えも2件ございました。これは、平成10年度は気温が高かったことによりまして、光化学スモッグが高濃度になりやすい気象条件であったためでございます。なお、ことしの発令回数は、ほぼ平年並みに戻っております。

次に、3ページをごらんいただきたいと存じます。水環境の状況についてでございますが、先ほど議題1でご説明いたしましたとおり、河川の健康項目では、測定地点138地点すべてにおいて、全項目で環境保全目標を達成しております。また、生活環境項目のうち、河川の代表的な汚濁指標でございますBODの環境保全目標達成率は、平成6年度以降、改善傾向が続いてございます。一方、海域でございますが、大阪湾海域といたしまして、健康項目につきましては、すべての地点・項目で環境保全目標を達成しておりましたほか、全窒素及び全磷につきましても、一部を除き前年度より改善されている状況でございました。

4ページをお開きいただきたいと存じます。騒音の状況でございますが、道路に面す

る地域の環境騒音の環境保全目標の達成率は、ここ2年続けてやや上昇していたものの、すべての時間帯で環境保全目標を達成している割合は7.6%にとどまっています。これは、今月、環境庁が取りまとめました全国の状況でも、達成率は約13.2%と低い状況でございました。また、航空機騒音につきましては、大阪国際空港周辺の騒音レベルは、関空開港により低下した後、横ばいあるいは増加傾向で推移しており、関西国際空港周辺につきましては、対岸の沿岸地域など18地点すべてで環境保全目標を達成しているという状況でございました。

5ページをうらんいただきたいと存じます。有害化学物質でございますが、有害大気汚染物質の一種でございますベンゼンについては、記載しておりますとおり、一般環境で $0.00258\text{mg}/\text{m}^3$ 、発生源周辺局で $0.00350\text{mg}/\text{m}^3$ 、沿道では $0.00451\text{mg}/\text{m}^3$ の平均濃度となってございまして、特に自動車による影響を強く受ける道路沿道を中心にいたしまして、24の測定地点中67%に当たる16地点で環境保全目標 $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ を未達成でございました。全国ベースでも、46%が基準超過をしているという状況でございます。この対策といたしまして、来年の1月から環境庁は、ガソリン中に含まれるベンゼン濃度を5%から1%に引き下げるとしてございます。一方、ダイオキシン類でございますが、51地点で一般大気環境を測定いたしましたところ、昨年度は大気環境指針値を上回った地点はございませんでした。

続きまして、飛びますが、10ページをお開きいただきたいと存じます。「地球環境」の項目でございます。酸性雨の状況でございますが、近年、徐々に改善傾向にあって、大阪府の結果といたしましては、国の調査結果とほぼ同程度であったという状況でございます。

府域の環境の状況については以上でございますが、昨年度は、気象の影響により光化学スモッグの発生が多かったことや、ベンゼンの環境保全目標未達成地点もございましたが、経年的には全般に横ばいないし改善の傾向にあったのではないかと考えてございます。

次に、11ページをうらんいただきたいと存じます。第2部といたしまして、「豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策」でございます。府全域を対象といたしました「大阪府広域緑地計画」の策定、あるいは「環境影響評価条」例の全面施行に向けた取り組み、「大阪府景観条例」の制定等に取り組んだところでございます。

昨年、主要課題として取り上げました4項目に関する推進状況でございますが、第1

点、「地球温暖化防止に向けた取組」につきましては、地球温暖化防止京都会議で削減目標量が採択されたことを受けまして、「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」の改定に向けた取組、あるいは「地球温暖化防止対策セミナー」の開催などを実施いたしました。

12ページでございますが、2点目といたしまして、「ダイオキシン類等有害化学物質についての包括的な取組」では、府内関係各課から成る「大阪府ダイオキシン対策会議」の設置や、豊能郡美化センターでの環境改善対策、あるいは「大阪府ごみ処理広域化計画」の策定などに取り組みました。

第3点の「有機塩素系化合物による地下水汚染対策についての取組」でございますが、地下水汚染の常時監視や原因究明調査を実施いたしますとともに、学識者から成る「大阪府地下水汚染総合対策検討委員会」を設置いたしまして、その調査方法や効果的な浄化対策について検討いたしました。

4点目の「事業活動における自主的な環境管理の促進」についてでございますが、本庁舎で環境ISOの認証を取得し、府自から環境にやさしい事業活動を実践するとともに、「環境影響評価条例」の全面施行に向けた取組も行っております。

個別の施策につきましては、14ページ、15ページに示しております施策体系図に従って分類いたしておりますが、細かくはこの概要版の16ページから28ページにかけて、新規施策を中心に項目別に記述してございます。

次に、第3部の「今後の課題と方向」でございます。29ページから31ページは全体的な総括で、ここでは特に、今後留意すべき事項として大きく3点を掲げてございます。

第1点といたしましては、「有害化学物質対策についての包括的な取組」でございます。この取組といたしまして、ダイオキシン類など有害化学物質対策につきましては、大阪府公害監視センターにおいて、今年度中に検査分析室を整備して排出抑制対策を一層充実しますとともに、本報告で概要説明をすることになっております「ダイオキシン類の対策特別措置法」や「P R T R 法」の制定を契機に、常時監視を強化するなど、関係機関と連携して包括的に取り組むこととしてございます。

次に、30ページでございますが、第2点の「地球温暖化対策に向けた取組」でございます。引き続き普及活動を図り、環境ISOの本庁舎以外での認証取得の促進、例えば今年の8月に水道部の村野浄水場で取得しておりますが、このような府有施設での取得拡大に取り組んでいるところでございます。また、本年4月に施行されました「地球温

暖化対策の推進に関する法律」を受けまして、府の実行計画の策定、あるいは「エコエネルギー都市・大阪計画」の策定や、「地球温暖化対策地域推進計画」の改定に取り組んでいるところでございます。

第3点の「循環型社会の構築に向けた取組」でございますが、ごみ処理の広域化を促進し、廃棄物の減量化やリサイクルの推進とともに、容器包装リサイクル法や家電リサイクル法の円滑な推進に努めまして、率先して省資源やリサイクルなどに取り組んでまいります。また、平成4年度に策定いたしました「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」の改定作業中でございまして、容器包装や家電製品のリサイクル率の向上などに努めてまいりたいと考えてございます。さらに、環境にやさしい行動を促すため、循環型社会システムを体験的に学習できる環境教育のプログラムづくりやその普及など、体系的に取り組んでいるところでございます。

その他、個別の課題、方向につきましては、32ページから39ページにかけて、各分野ごとに記載しております。後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上が報告の概要でございます。この報告につきましては、お手元にお配りしておりますが、このほど「平成11年度版大阪府環境白書」として一般向けに発行したところでございます。今後とも、より一層の環境行政の施策推進に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

矢吹会長　　ただいまのご報告につきまして、何かご意見なりご質問はございませんでしょうか。

政井委員　　2つ質問させてください。

1つ目は、大阪湾の浄化の問題です。大ざっぱに言うと、川は割合にきれいになったけれども、BOD、CODの比較をしますと、大阪湾はそれほどよくないということになろうかと思います。特に大阪湾の湾中央ですね。つまり、岸に近い方はずっと基準を達しているけれども湾の中央の方の改善がはかばかしくない、汚染が湾中央に広がっているのではないかという見方もできると思います。湾奥の基準は湾中央の基準に比べてかなりゆるですから、基準自体は達成しているけれども、湾奥も汚さというのはかなりひどいものであります。これをどういうふうに考えたらいいか。海の汚染の原因というのは下水、川が考えられるわけですけれども、川がある程度改善されたにもかかわらず、海が改善されない、特に湾中央に広がっているということについて、その原因をどう考

えたらしいのかということが一つです。

第2点は、自動車のNO_x法の関係です。ご存じのように、東京の石原知事がディーゼル車対策をかなり声高に施策として打ち出されております。ガソリン車などへの代替を義務づける方向も出されるやに聞いております。あるいは、税制での規制といいますか、自治体としての優遇税制も考えていると思いますが、大阪府の対策としては、そのような自動車NO_xの平成12年の目標に達成するための新たな努力というのがほとんど見られないやに思います。平成5年にここでかなり議論をして、12年の達成を期すということで計画を立てたわけでありますけれども、その達成度はかなり低いように聞いております。達成率というのは、東京と大阪とは比率にすればほとんど変わらない。にもかかわらず、東京が非常に前向きに取り組もうとしているのに、大阪は全くそういうのが見られないのは、なぜなのか。その2つをお伺いしたいと思います。

事務局（吉田室長） まず、1点目につきまして、大阪湾の浄化がなかなか進まない原因は何かというご質問でございますけれども、これにつきましては、一定中央環境審議会の方でもご審議がございました。また、瀬戸内海の環境保全審議会の方でもご審議があるわけなんですが、瀬戸内海の関係につきましては、今までの規制に加えて、いわゆる自然環境といいますか、そういったものも含めた自然浄化の向上ということも含めた対策がことしの1月に答申されております。これは、全体的な改善ということになろうかと思います。中央環境審議会では現在、CODの総量規制に関して、第4次の総量規制は11年度、今年度まででございますが、引き続いて第5次の総量規制をするべく検討をされているところでございまして、せんたって12月16日に中央環境審議会が地方の意見を聞くということで回っておられます。

この総量規制につきましては、瀬戸内海と伊勢湾と東京湾が対象でございますけれども、その中で特に、CODの総量を削減するだけではなくて、CODが湾の中で内部生産されるという意味から、窒素、燐の総量規制も必要であるという一定の考え方が示されているところでございます。今後、窒素、燐も含めた総量規制の内容につきましてさらに検討されて、今なぜなかなか減らないのかということについては、一定方針が示されるものと期待をしているところでございます。中心になるところは、内部生産であろうと考えております。さらに、流入するCODについての削減の必要性は当然ございますので、これらについての削減には努めてまいりたいと考えております。

事務局（池田課長） 自動車公害対策につきましてお答えさせていただきます。

自動車NO_x法に基づく総量削減計画につきましては、目標年次が平成12年度でございまして、おおむね達成をすることといたします。おおむねといいますのは、測定局の大体90%で環境基準を達成するということでございまして、私ども大阪府では、自動車排ガス測定局で43%というのが平成10年度の状況でございます。

ちなみに、東京都では20%といった状況でございます。それで、東京都の方では、ディーゼル・ノー作戦というようなものを打ち出されているところでございまして、いろいろな施策を打ち出して、都民の皆様のご意見をお伺いしながら具体的な政策としてまとめていこうということで、今取り組んでおられるところでございます。

もちろん私どもにつきましても、計画の進行管理を行う上でデータ交換などの最終点検を実際に行っているところでございまして、また施策の充実のための府民の皆さんのご意見、ニーズを現在調査しているところでございます。

具体的には、50台以上貨物自動車を有する事業者に対して個別訪問をいたしまして、NO_x削減計画の作成をお願いいたしますとともに、低公害車、低NO_x車の導入、アイドリング停止の徹底、そしてNO_x削減にご協力いただく上でのいろんな問題点を具体にお聞きしているところでございます。

また、府政モニターに対しましても、低公害車、低NO_x車の普及に関しまして、現在ご質問をさせていただいているところでございます。また、私どもまだ実施をしておりませんが、東京都では、インターネットによりまして都民のいろいろな声をお聞きすることもやっておられるわけでございます。私どもとしても、現在自動車公害対策の現状についてはインターネットを通じて提供しているわけでございますが、年明けには府民のご意見を募るようなホームページを設けて、これを実施していきたいと考えているところでございます。

今後、これらの手法によりまして、府民の皆様のいろいろなご意見を踏まえ、計画の策定のための準備作業とともに、府としての具体的な対策について打ち出してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

矢吹会長 よろしうございますでしょうか。

それでは、続きまして、ダイオキシン対策特別措置法と、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律につきましての報告をあわせお願ひいたします。

事務局（吉田室長） それでは、ご報告をさせていただきます。報告の資料につきまし

ては、資料2-2でございます。

まず、ダイオキシン対策特別措置法の概要につきましては、お手元にお配りしております資料のとおりでございまして、この法は、ことしの7月16日に公布され、来年1月15日までに施行されるということで準備されているところでございます。

資料の一番下の方には、参考としてスケジュールを書いてございますが、これには平成11年12月ごろ中央環境審議会の答申となっております。このペーパーを作成しましたときにはそういうことでございましたが、申しわけございません、現時点におきましては12月10日に既に答申が終わってございます。ご訂正をお願いしたいと思います。

この法の内容でございますが、目的としましては、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めることと、必要な規制、あるいはその汚染土壤に係る措置等を定めて、国民の健康の保護を図るということでございます。

施策の基本とすべき基準は、耐容一日摂取量（TDI）は体重の1kg当たり4pg以下でございまして、中央環境審議会の方では4pgということで数字が示されております。

環境基準につきましては、大気汚染、水質汚濁等々について設定ということで、これは先ほど申し上げました12月10日の中環審の答申で既に示されておりまして、大気については 0.6 pg-TEQ/m^3 。ちなみに、現在は 0.8 pg という大気の指針値がございますが、この指針値が環境基準に変わり、 0.8 が 0.6 になるということでございます。さらには、今までダイオキシン類の中にはジオキシンとフランという2種類のグループがございましたけれども、さらにコプラナPCBというグループも加えたものがダイオキシン類となり、これが加わった上で 0.6 pg-TEQ/m^3 。という大気の環境基準としての値が中環審から示されております。また、水質関係につきましては 1 pg-TEQ/l 、土壤につきましては $1,000 \text{ pg-TEQ/g}$ ということが示されております。なお、底質につきましては、現時点では定めることができないというのが中央環境審議会の内容でございます。

次に、排出ガス及び排出水に関する規制でございますが、これも一定中央環境審議会の方で規制値等については検討が加えられておりまして、せんだってパブリックコメントを終えて答申が出されたところでございます。これらを踏まえたもので政省令が定められていくという流れになっております。大気総量規制基準におきましては、知事は、大気の特定施設が集合しているなど、排出基準のみでは環境基準の達成が困難な地域については総量削減計画を策定し云々となっておりますが、この「総量削減計画を策定し」

ということにつきましては、環境審議会に諮ることが法のもとで定められております。

廃棄物の焼却炉に係るばいじん・焼却灰等の処理等でございますが、これは、基本的には廃棄物処理法の関係でもって、処理法上の基準値を当てはめる形になっております。

汚染土壌に係る措置としては、知事は、土壌の環境基準を満たさない地域のうち、特に対策が必要な地域を指定し云々とございます。この「指定し」という部分につきましても、本環境審議会に諮問する事項ということが法で定められております。

汚染状況の調査・測定義務としては、今後、知事は、ダイオキシン類に関する大気、水質等の常時監視をしていく義務があるということでございます。

雑駁でございますが、以上がダイオキシン対策特別措置法の概要と現時点の経過でございまして、近々政省令が示されれば、私どもは、それに対して届け出等も含めた種々の準備につきまして万全を期してまいりたいと考えているところでございます。

それから、裏のページございますが、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R 法）につきましては、特定化学物質の環境への影響を軽減することについて、事業者による化学物質の自主的な管理を促進するということを目的に掲げております。

対象物質につきましては、現在、既に環境審議会の中で 356 物質が示されておりまして、12月18日までの間、国民のご意見を聞くという形で、その内容についてお示しがなされているところでございます。本日はもう締め切られておりますけれども、12月18日までパブリックコメントが集められております。

次に、この法律の主な制度でございますが、P R T R と M S D S の 2 種類が大きな制度でございます。P R T R につきましては、化学物質の排出量あるいはその移動について届け出をとって、全体の流れを都道府県を通じながら国が取りまとめ、その情報も開示し、環境改善に資するようにしようというものでございます。もう一つの M S D S は、化学物質の安全性のデータシートでございまして、事業者が対象化学物質の譲渡等をする場合に、相手方に対してその性状とか取り扱いをきちんと情報提供することを義務づけるものでございます。

以上が P R T R 法の中身でございまして、これにつきましては、ダイオキシン類の特別措置法に比べますと少し検討期間が長うございまして、来年度以降、順次固められていくと考えております。その都度、またご報告等をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

矢吹会長　ただいまの報告につきまして、何かご質問なりご意見がございましたら、どうぞよろしくお願ひいたします。

黒田委員　発言が重なりまして、大変申しわけございません。ダイオキシンの特別措置法の関係で二、三、質問させていただきたいと思います。

ダイオキシンを発生する可能性のある、いわゆる特別施設ですね、これの数とか設置場所などというのは、既に大阪府は把握されているのか、これから把握されるのか、その辺はどうなのかということをひとつお伺いしたいと思います。

それから、ちょっと古いんですが、例えば厚生省が平成9年に調査しました食品中のダイオキシン類の汚染実態調査研究というような資料を持っているんですけれども、これはいろんな食生活のタイプごとに全国を5つか6つの地域に分けて、個人がどのくらいのダイオキシンを摂取しているかということを調べたもので、どのタイプの食生活を見ても、いわゆる関西地区というのは非常にダイオキシンの摂取量が高いわけですね。一番最高は、お魚をたくさん食べられる方のダイオキシンの摂取量が体重1kg当たり1日に3.14pgということで、そういう資料をいただいているわけなんです。これは、そういう調査ですから、一般的かどうかわからないんですけれども、先ほども大阪湾が非常に汚いという話もありましたし、大阪というのは、やっぱり環境的には非常に問題が多い地域だと私たちには把握しているわけです。そこで、先ほどご説明いただきました特別措置法によりますと、知事が国の基準以上に上乗せ規制をすることができるというふうに決められたわけなんですけれども、そういう上乗せ規制をする用意があるかどうかということをお尋ねしたいと思います。

さらにもう一つは、例えば北河内の大日交差点の付近なんですけれども、公の廃棄物処理施設が3ヶ所、民間の処理施設が1ヶ所あります。そういう施設が集中して、非常に空気が汚いということは前から問題になっていまして、住民からは総量規制を早くしてほしいと、こういうご意見をちょうだいしているわけなんです。そこで、先ほど、住民が総量規制の設定について都道府県の知事を通して国に意見を言うことができるというご説明もあったかと思いますが、その手順を教えていただきたいのと、大阪府がそういう総量規制をやらなきゃならないと把握している地域があるのかどうか、お尋ねしておきたいと思います。

事務局（吉田室長）　まず、ダイオキシンが発生する特定施設の数等でございますが、先ほどちょっとご説明申し上げましたとおり、現在、政省令が国で検討されておりまし

て、例えば焼却炉でありますと処理能力50kg/n以上が今後対象になるという中央環境審議会の答申もございました。これらにつきましては、大防法等で現在 200kgの規模が50kgまでそれを下げされることから、かなり対象が拡大されることになってまいります。

その意味では、改めて届け出施設の所在等については確認をしていく必要が出てまいります。現時点において私どもが届け出を通じて掌握しております設置ではなくて、さらに広く掌握をする必要があります。したがって、実態調査につきましては、現在、法が施行されると同時に、あるいはそれ以前に準備を重ねながら遗漏のないようにしていきたいということで、市町村等ともご協力を賜りながら取り組んでいきたいと考えております。現時点においては、そういう設置数は把握いたしておりません。

それから、厚生省の調査でございますが、いろいろな調査がございます。いわゆるトータルダイエット調査等が厚生省の中心的な調査方法でございますが、その中では関西地区が高いといったデータもございます。いずれにしましても、このダイオキシン法で、上乗せ条例といいますか、上乗せ規制ができるかどうかの考え方につきましては、今後、環境調査が常時監視という形で決められまして、その常時監視のもとで一定の環境の状態というものを把握し、その改善の必要性から上乗せ等についての検討に入るという流れになろうかと思っております。さらに、総量規制につきましても、同様に上乗せ規制等の状況等も見ながらということが国の考え方で、一定現在検討されているようございまして、その流れの中で全体の排出を抑えることになってこようかと思っております。

まずは、私どもとしては、常時監視に全力を挙げると同時に、排出源の実態把握について漏れのないように努めていく、さらにはそれらの排出源におきましての発生の削減について、全力を挙げて指導に入っていきたいと考えているところでございます。

黒田委員 常時監視をするということが非常に大事な業務になると今お聞きしたわけで、十分に財政措置をとられ、また体制をきちんととられまして、大いにこの点ではご奮闘いただきますように要望させていただきます。ありがとうございました。

矢吹会長 それでは、続きまして、今度はフェニックス基本計画の変更についての報告をお願いいたします。

事務局（上田課長） 環境整備課長の上田でございます。それでは、お手元の資料2-3に基づきましてご説明をさせていただきます。

大阪湾圏域広域処理場整備基本計画、いわゆるフェニックス基本計画でございますが、まず、資料2-3の1ページの経緯にございますように、フェニックス計画を推進いた

します事業主体である大阪湾広域臨海環境整備センターにおきましては、昭和60年に大阪湾圏域処理場整備基本計画の厚生、運輸両大臣の認可を得て広域処理場の整備を進め、平成元年度から尼崎沖処分場、また平成3年度から泉大津沖処分場で近畿2府4県から排出されます廃棄物を受け入れまして、埋立処分の事業を行っているところでございます。現在までの両処分場の受け入れ進捗状況は、管理型区域が約90%、安定型区画は約65%となっております。

ところで、廃棄物の状況につきましては、今後発生抑制やリサイクルなど減量化を推進していくますが、なお最終処分の必要な廃棄物がありますことから、フェニックスへの依存がますます強まってくるものと考えられています。このような状況の中で、大阪湾センターにおきましては、現処分場の管理区画が近く埋め立てが終了することから、後継の管理型の処分場として神戸沖処分場を先行して基本計画に位置づけたところでございます。平成10年2月に建設工事に着手し、平成13年ごろには受け入れを開始したいと考えられております。

しかしながら、神戸沖の処分場の受け入れ容量は今後の管理型廃棄物の広域処分容量からなお不足するため、大阪湾センターでは今般、大阪沖処分場を位置づけた基本計画に再度変更するため、現在、厚生、運輸両大臣の認可申請について手続を進めているところでございます。このフェニックス事業につきましては、平成4年3月、本審議会におきまして大阪府産業廃棄物管理計画でもご審議いただいた際に、フェニックス事業を推進していくことも含めましてご答申いただいたところでございますが、このセンターにおきましては、この趣旨を踏まえまして計画の推進に努めていただいております。

それでは、基本計画の内容案をご説明申し上げます。2ページをお開き願います。あわせて、同時に配りしておりますパンフレットもご覧いただければと思います。今回、変更または追加をされようとする部分につきましては、資料にアンダーラインを入れております。

1の広域処理場の位置及び規模に関する事項でございますが、(1)の埋立場所の位置及び規模につきましては、表の一番下の欄にあります大阪沖埋立処分場を今回追加するものでございます。パンフレットをお開きいただきましたら、右側の方の一番上の新規処分場のところでございますが、丸の中にありますピンク色の場所がこのたび追加しようとしている新規の処分場でございます。これは、大阪市が計画しております新島の沖側の部分をこのたび大阪沖処分場とするものでございます。

申しわけございませんが、資料2-3へ戻っていただきまして、この大阪沖処分場の規模といたしましては、面積が95ha、廃棄物の埋立容量は1,400万m³でございます。(2)の搬入施設の位置及び規模につきましては、下の表の上の欄にあります未着工の姫路基地の位置を、土地の造成状況を勘案しまして、姫路市網干区新在家地区から飾磨区今在家地区に変更するものでございます。なお、他の搬入施設につきましては、既に稼働いたしておりまして、変更はございません。

次に、3ページをお開き願います。2. 広域処理場において処理する廃棄物の受入対象区域並びに廃棄物の種類、量及び受け入れの基準に関する事項でございますが、(1)では受け入れ対象区域について記載をいたしております。表の兵庫県の欄の中ほどに篠山市の記載がございますが、これは本年4月に兵庫県多紀郡の4町が合併し、篠山市となつたことによる変更でございまして、受け入れ対象市町村は全体で168市町村となっております。

4ページをお開き願います。(2)の廃棄物の種類及び量に関する事項でございますが、表の下の方にございますように、大阪沖処分場で計画しております廃棄物の種類及びその量を追加するものでございます。合計欄も4処分場の合計に変更されております。

次に、3の広域処理場の建設工事の施行に関する事項でございますが、(1)と(3)は変更はありません。(2)の工事に要する費用の概算額につきましては、おおむね2,060億円と見積もっておりましたのを、今回の大坂沖処分場の追加によりまして3,000億円と変更するものでございます。

5ページの4. 広域処理場における廃棄物による海面埋立ての実施に関する事項でございますが、これにつきましては変更ございません。

5の広域処理場における廃棄物による海面埋立てにより造成される土地に関する事項につきましては、表の下の欄に大阪沖処分場の埋め立て造成後の土地の利用形態が追加記載されております。港湾ゾーンが78ha、環境ゾーンが17ha、合わせて95ha予定されています。

最後の6. 広域処理場の整備に伴う環境保全上の措置に関する事項ですが、建設工事の施行並びに廃棄物の搬入及びこれによる海面埋め立てに当たっては、周辺地域における生活環境並びに港湾及びその周辺の海洋環境の保全について十分配慮するということについて、変更はございません。

以上が変更を予定しております基本計画でございます。ただいまご説明いたしまし

た1から6までの事項につきましては、広域臨海環境整備センター法において基本計画に定める事項とされているものでございます。

なお、大阪沖処分場の建設に関する環境アセスメントにつきましては、本年1月に準備書が提出され、以来、住民の説明会、公聴会を経て9月に知事意見が述べられ、今月16日に評価書が提出されたところであります。大阪湾センターでは、アセス、知事意見書を踏まえて、事業実施に当たっては環境の保全対策を積極的に講じていくものとしております。大阪湾センターでは今後、基本計画の大臣認可等の手続を経た後、平成12年度中に大阪沖処分場の建設に着手し、平成15年度ごろには受け入れを開始したいとしております。

本府といたしましても、廃棄物の適正処理を図り、環境に十分配慮した処分場を確保するため、大阪湾センターに引き続き計画の推進をお願いし、指導をしていきたいと考えております。

以上でございます。

矢吹会長　ただいまの報告につきまして、何かご質問なりご意見がございましたら、どうぞ。

政井委員　この面積95haというのは、瀬戸内法というか、公有水面埋立法による50ha以上の環境庁のオーケーが要ると思うんですが、その辺がどうなっているのかということが一つです。

それから、この処分場は、ちょっと勉強不足で、ほかの何か、北港ですか、その埋め立てとセットになって、一部をフェニックスとしているわけですけれども、そういうやり方というのはだんだんふえてきているのだなと。今、埋め立ての論議とまた別の論議が何となくされている。つまり、瀬戸内法というのは、基本的に埋め立て抑止というのがきちっとあるわけで、この湾域は多分、先ほど言いました大阪湾奥あるいはその次ぐらいのところだと思うんですが、埋め立てが海水汚染に寄与する度合いは極めて大きいということで、瀬戸内法の改正議論も起きているときであります。したがって、やむを得ざる環境改善というときのみ瀬戸内法としては埋め立てを認めているわけであって、これはそういう何か厳しさみたいなものがもう一つ私には感じられないんです。

埋め立てた後の土地の利用についても、これまでの泉大津と尼崎の場合は、環境ゾーンというものの持つ比率が、泉大津はかなりの比率を持っているわけですけれども、尼崎は大したことないですし、大阪沖以南でもその比率が少なくなっている。それから、

これは港湾ゾーンだけであって、都市ゾーンというのが全然予定されていない。この辺の考え方というのは、どういうことによるのか。港湾ゾーンで何をするのかと思ったら、この絵を見ると、どうも石油タンクをいっぱい建てるような絵になっているわけありますが、これが大阪湾を埋め立てた後の環境改善事業と言えるのかどうか、その辺をちょっとお答えいただきたいと思います。

事務局（松尾課長） 環境アセスメントを担当しております環境管理課長でございます。

95haのフェニックス計画及び、もう一方の白地のところは大阪市の港湾局が同時にこの大阪港内で排出されるしゅんせつ汚泥の処分場として 110haあります、これは合計 205haの埋立地でございますが、この 205haの環境アセスメントを実施したわけでございます。

ご指摘のとおり、埋免では50ha以上については環境庁への意見照会がもちろんかかります。埋立免許手続の中でも、瀬戸内法の基本方針に十分配慮した計画であらねばならないということで、その精神に基づきまして環境アセスメントの手続を実施いたしました、11年9月10日に知事意見を事業者に提出し、その知事意見を受けて去る12月16日にアセスメントの最終手続でございます評価書が提出され、実は明日から評価書の公告の手続に入ろうということを考えております。

その後、先ほどご説明がございましたように、免許権者は大阪市長でございますが、公有水面埋立法に基づく免許の手続に入ります。その手続の過程の中で、認可庁でございます運輸省が認可をすることになるわけですが、その認可に当たりまして、環境庁を初め関係省庁の意見を運輸省が聞くということになっております。そういう意味で、私ども環境アセスメント手続をやる中で環境庁ともあらかじめ十分調整をした内容になってございます。

205haの埋立地をつくることによって大阪湾の潮流あるいは水質に大きな影響を及ぼすのではないかというご指摘でございますが、このアセスメントの手続の中で、学識経験者で構成する私どものアセスメント評価審査会の中でもそのようなご指摘がございました、特に大阪湾の流れについて、代替案も含めましていろんなケースを検討していました。

その中では、この計画そのものは、影響はできるだけ軽減する——現在提出されている計画がそのようになっていることとあわせまして、本事業で新島周辺は緩傾斜護岸を採用する、あるいは浅場の設置を行って多様な生物生息空間の創出を図る、いわゆるミ

チゲーションでございますけれども、そういう配慮を求めていた。あるいは、埠頭等の直立護岸につきましては、海水の鉛直混合を促進する構造の検討を行って、海水の底層の貧酸素状態の改善に努めるという内容。また、新島の近くで南防波堤も新たに設置するわけでございますが、その南防波堤につきましては、透過型の構造を採用するなど環境への影響ができるだけ軽減するような内容を求めていたということでございまして、そういう知事意見を踏まえて、事業者はミチゲーション計画に配慮した計画としている。また、土地利用の関係につきましては、この港湾計画の中でも出てまいりますが、埠頭用地あるいは港湾関連用地、危険物取扱用地、それから緑地、交通機能用地などで計画されておりまして、この土地利用に当たりましても、十分環境に配慮した土地利用でなければならないということで知事意見を提出し、その意見に基づいて計画がなされているものと、我々は考えているところでございます。

政井委員 フェニックス計画というものの将来ですが、廃棄物が減ればできるだけ大阪湾は埋め立てない方がいいわけです。何かこの文章を読んでいますと、このパンフレットの「はじめに」のページの方ですが、「フェニックス事業を継続して実施していくために」という、つまりフェニックス計画の実施自体が目標になったような文章になって、非常に気になっているんです。できるだけこれはやらない方がいいというのは瀬戸内の審議会等でも議論されていて、陸上の環境改善のためにやむを得ず海を犠牲にするという脈絡になっていると思うんですね。だけど、これを見ていると何か、足らなくなりゃ海を埋め立てればいいというので、どんどん広がっていく。

最初、フェニックスが出るときには、世論も相当危惧をしたような記憶があるんですが、今のお話では専門の先生方も相当海流等のことは指摘されたと。神戸空港一つとってもわかりますように、あれだけ議論が起こっているわけであります。それに匹敵するようなものが次々と出てくるということで、フェニックス計画事業そのものの将来的なあり方みたいなものについてはどのようにお考えですか。

事務局（上田課長） フェニックス計画につきましては、ただいまのご指摘にありましたように陸上の環境改善が主体になってこようと思いますが、廃棄物の埋め立てそのものにつきましては、先般、国におきましても、埋め立てそのものの減量化ということで計画されているところであります。したがいまして、廃棄物の処理の観点からいきましても、埋め立てをするものは今後半減、できるだけ少なくするという方向で対応する。処分場を新たに求めていくことにつきましては、非常に難しいのは十分理解しております

す。そういう観点からいきましても、できるだけ海面埋め立てを少なくしていくというのはご指摘の趣旨のとおりでございます。

今後の計画につきましては、今のところ次の計画ではまだ具体的なものを持ち合わせておりませんが、現在の処分場をできるだけ延命化させながら活用していきたいということになろうと思います。

黒田委員 私も今の委員さんのご発言と全く同感です。結局これは、大阪湾に新しい島をつくる、新人工島と言われておりますが、そこでごみをどんどん埋め立てていくということだと思うんですね。そこに大阪市が港湾施設をつくって、コンテナ埠頭ですか、そんなのをつくるということも聞いておりますが、知事も今回の環境アセスに対しては非常に厳しいご意見をお出しになって、私も若干読ませていただきました。果たして大阪湾にもう一つ新しいそういう人工の島をつくる必要があるのかどうかというところから検討しなきゃならないのではないかと、私は基本的にはそのように考えているわけです。

きょうはフェニックス計画ということでご報告がございましたので、そのことだけについて言いましても、私は、ごみは最初の予想よりもどんどん減ってきてていると思うんで、当分の間、この新人工島の建設計画は凍結をして、その間に改めて府民的な検討をもう一回するべきではないかと、こんなふうに今考えております。

その理由は幾つかあります。先ほど、今あります泉大津沖とか尼崎沖で管理型のごみが90%埋め立てられているとおっしゃったわけですけれども、もともと平成10年でもう満杯になるという話だったのが、実際には管理型だけで見ますと、泉大津で229万m³、尼崎で約7万m³、ほんのわずかですが余裕があります。また、神戸沖に今埋め立てが始まっているようですけれども、ここは1,500万m³ですから、合わせて1,800万m³の処分が可能なんですね。最近の管理型のごみの数字を見ますと、泉大津と尼崎を合わせまして年間200万m³以下なんですね。そうすると、1,800万m³あるということは、10年ぐらいは今のままのごみの量で推移すると見ても足りる、現状でいけるということなんです。

一方、ごみは先ほど減ってきてていると言いましたけれども、ついせんだって政府が、ごみの処分量は10年間で半分にすることを打ち出したということを新聞紙上でも読みました。また、経団連が97年に発表されました環境自主行動計画でも、100何ぼの業者団体がここに参画して計画を明らかにされていますが、例えば建設業関係の団体は廃棄物の最終処分量を20%に減らすという計画を出していらっしゃる、こういうことも伺って

いるわけです。

大阪府自身も、産業廃棄物の管理計画で、2001年の減量化目標を86%にするというふうたしか打ち出されていたと思うんですけれども、これはおおむね達成できると思うんです。というのは、先ほど環境白書の中でご説明がございましたけれども、随分ごみの減量化は進んでいる。ごみ自身が減ってきていて、排出されたごみも減りますし、そのごみをリサイクルすることによって処分量、埋め立て量はもっともっと減っている。こういう状況があるのではないかと思っているわけなんですよ。

そういうことを考えますと、そんなに急いで新しい埋立地をつくらなくても、ここ5年や10年はもつと。そのために、やっぱりごみ行政のあり方について、ごみの排出から処分に至るまで発想の転換が必要だし、今、社会的にそういう時期に来ていると思います。来年からの容器包装リサイクル法とか、家電リサイクル法なんかもあるわけで、国を挙げてごみを減らしていくという風潮ですから、せひともこの計画は一たん凍結をし、重ねて申し上げますけれども、一定の時期にやっぱり府民的な検討を加えるべきであって、今早計にこの計画の変更を決めるということはどんなものだろうか。私は、これには本当に反対だと、こういう立場を明らかにさせていただきたいと思います。これは意見です。

事務局（松尾課長） 先ほどのご報告の追加でございますが、アセスメント手続の中で、今先生ご指摘の特に廃棄物の大き目の予測については、廃棄物の量そのものの議論もございました。ご参考までにご説明させていただきますと、知事意見の中では、要するに非常に厳しい意見として、建設工事の段階的な施工というのも盛り込まれていただいております。事業者といたしましては、大阪市施工区域については段階的に護岸建設を進めますとともに、広域処分場、いわゆるフェニックス計画については、関係機関等に廃棄物の発生抑制、減量化を要請するなど、その延命化を図るという方針も出された評価書になっております。

以上でございます。

矢吹会長 どうもありがとうございました。

まだご意見のあるお方があるかと思いますけれども、ちょうど予定の時間が参りましたので、以上をもちまして審議会を終了させていただきたいと思います。

長時間、まことにありがとうございました。

閉会 午後3時56分